

6 集落法人化の課題・留意点

(1) 運営上の留意点と課題

① リーダーやサブリーダーには、献身的な努力が求められます

■ 法人設立までの苦労は大きい

集落みんなの意見や考えを取りまとめるためには、何十回にも及ぶ会合や関係機関等との連携を図る必要があり苦労も多くなります。ただし、設立できたらその苦労も喜びとなります。

■ 集落法人のリーダーやサブリーダーの報酬は少なくなりやすい

担い手中心型法人のリーダーは別として、全戸参加型法人の多くは、リーダーやサブリーダーの報酬が少ない事例が見受けられます。

② 専業農家がリーダーの法人では、所得確保に苦労が多い

■ 専業農家の所得確保には、多くの経営努力が必要

専業農家が中心の法人では、構成員である専業農家が所得を安定して確保する必要性から、厳しい経営努力と規模拡大への取り組みが必要です。

■ 経営規模の拡大のために、水稻の作業受託を他集落に拡大するものの、集団的な作業受託ができず、作業効率が低下する恐れがあります。

(2) 制度上の留意点と課題

① 経営管理のコストが高つく

法人経営の会計処理は、企業会計原則に基づいて行われなければならないので、複式簿記による記帳、決算書（損益計算書、貸借対照表、原価計算報告書、剰余金処分案、損失金処分案等）の作成が義務付けられます。

なお、社会保険制度等を導入すれば、一般企業と同様な事務処理が必要であり、その事務は個別経営に比べて複雑です。

また、税務申告も複雑であり、法人経営者本人でもできますが、税理士等に依頼する例も多く、このための経費が新たに必要となります。

これらは、対外的信用力の向上や各種のメリットを享受するための代償であるといえます。

② 農業法人制度と関連制度の整合性がないための課題

■ 農地の相続・贈与に係る特例措置

相続税又は贈与税の納税猶予対象農地を法人に貸し付けると、相続税又は贈与税の納税猶予（生前一括贈与の特例）が打ち切られることがあります。

【参照】 VI 集落法人の会計と税制 9 農地の相続・贈与に係る特例 (161ページ)

- 法人の構成員が、農業者年金（経営移譲年金）を受給しようとする場合、法人の構成員では受給できない場合があります。

具体的な案件については農業委員会等に相談してください。

【参照】 **Ⅶ 労務対策・社会保険制度 6 農業者年金**（188 ページ）

- 経営移譲年金受給者が、農地を法人に貸し付けると、年金受給が停止される場合があります。

具体的な案件については農業委員会等に相談してください。

【参照】 **Ⅶ 労務対策・社会保険制度 6 農業者年金**（188 ページ）

③ 法人化のメリットも経営努力が伴わないとデメリットとして作用する

法人化によるメリットのほとんどは、経営者の経営努力によって生み出されるもので、法人という企業経営を営むに当たっては、それなりの努力をしないとメリットが逆にデメリットとして働き、経営負担になります。

例えば、社会保険制度を導入すれば、年金保険や健康保険等の掛け金を生み出す利益を上げなければならないし、その事務もあります。また、年休、給与など就業条件を生かすためには、規則を守り実行する計画的な労務管理、組合員教育も必要となります。